

災害発生時の登下校について

1 「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン」に基づく学校の教育活動の実施判断について

情報名	キーワード	学校の対応
南海トラフ地震臨時情報	調査中	<ul style="list-style-type: none"> ・続報に注意し、また後発地震の発生に留意しつつ、通常通り教育活動を続ける。 ・速やかに日ごろからの地震への備え、発生時の対応について再確認する。 ・校外学習中の場合は直ちに安全な場所へ移動し、帰校に向け必要な情報を収集する。安全に配慮し帰校する。（巨大地震警戒・注意の場合も同様） ・校区の状況を確認しながら、生徒の命を守ることを最優先に、校長が判断する。
	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間の休校とする。 ・全面に配慮し、速やかに児童生徒を保護者へ引き渡す。
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の緊急連絡先の再確認、児童生徒の保護の方法、避難経路、避難誘導実施担当者等の再確認、施設の防災点検など、後発地震の発生に備える対応を行う。 ・土砂災害などにより後発地震発生後では避難が間に合わない場合、校長が判断する場合は、児童生徒の引き渡し等を適宜実施する。
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ・平常通りの教育活動を継続する。
南海トラフ地震関連解説情報	—	—

} 変更

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が出された場合

- ・1週間の休校とする。
- ・全面に配慮し、速やかに児童生徒を保護者へ引き渡す。

} 変更

(2) 登校前・下校後に、「南海トラフ地震臨時情報」が出され、校長が休校を判断した場合

- ・中学校からメール・電話等で休校の連絡がくる。
- ・中学校から学校再開の連絡がくるまで休校

(3) 在校中に、「南海トラフ地震臨時情報」が出され、校長が休校を判断した場合

- ・中学校からメール・電話等で引き取り依頼等の連絡がくる。
- ・授業または学校行事を直ちに中止し、保護者の引き取りがあるまで学校に待機する。保護者の引き取りがありしだい、名簿確認のうえ、保護者とともに下校する。

(4) 登下校中に、「南海トラフ地震臨時情報」が出され、校長が休校を判断した場合

- ・登校中…原則として安全な通学路で登校し、登校後上記(2)の場合と同じ避難行動をとる。
- ・下校中…原則として安全な通学路で下校する。帰宅後は、家族とともに行動する。

※(2)・(3)の場合も、中学校から学校再開の連絡がくるまで休校

2 「南海トラフ地震臨時情報」が出る前に、大地震が起きた場合

(1) 登校前に、大地震が起きた場合

- ・「調査終了」の情報が出される、または、中学校から学校再開の連絡がくるまで休校

(2) 在校中に、大地震が起きた場合

- ・直ちに安全な場所に避難し、保護者の引き取りがあるまで学校に待機する。保護者の引き取りがありしだい、名簿確認のうえ、保護者とともに下校する。

(3) 登下校中に大地震が起きた場合

- ・登校中…身の安全を確保したあと、より安全な場所(公園や広場)へ避難し、揺れがおさまるのを待ってから、原則として登校する。登校後は、在校中と同じ避難行動をとる。
- ・下校中…身の安全を確保したあと、より安全な場所(公園や広場)へ避難し、揺れがおさまるのを待ってから、原則として帰宅する。

【参考資料】

第一指定避難所…① 八町校区市民館、② 松葉校区市民館、③ 豊城地区市民館

第二指定避難所…④ 八町小学校、⑤ 松葉小学校、⑥ 市公会堂、⑦ 豊城中学校

3 「特別警報」が発表された場合について

(1) 登校前・下校後に特別警報が発表されている場合

- ・午前6時00分までに解除された場合は、通常通り登校する。
- ・午前6時00分を過ぎても解除されないときは、当日は臨時休校となるので登校しない。

令和2年7月13日改定

(2) 在校中に特別警報が発表された場合

- ・授業または学校行事を直ちに中止し、保護者の引き取りがあるまで学校に待機する。保護者の引き取りがありしだい、名簿確認のうえ、保護者とともに下校する。

4 豊橋市に警報が発表された場合

(1) 登校前に「暴風警報」または「暴風雪警報」が発表された場合

- ① 午前6時00分までに解除されたときは、平常どおり登校する。
- ② 午前6時00分を過ぎても解除されないときは、当日は臨時休校となるので登校しない。

(2) 「大雨警報」や「洪水警報」、「大雪警報」が発表された場合

- ① 原則として平常どおり登校する。
 - ② 保護者が、気象・道路の状況等で登校が困難もしくは危険であると判断した場合は、通常の時間通りに登校しなくてよい。この場合は、そのことを学校に連絡する。
- ※ 登校時に保護者が家庭にいない場合は、生徒本人の判断も可とする。

令和2年9月4日改定

(3) 登校後に、警報が発表された場合

- ① 「暴風警報」または「暴風雪警報」が発表された場合
 - ・安全を確認し、授業を中止にして速やかに下校する。
 - ・特別な場合は学校に残り、その旨を家庭に連絡する。
- ② 「大雨警報」や「洪水警報」、「大雪警報」が発表された場合
 - ・状況を判断し、必要と認める場合は下校する。

令和2年9月4日改定

5 警報等が発表されていなくても、登校に危険を感じた場合

- ① 保護者が、気象・道路の状況等で登校が困難もしくは危険であると判断した場合は、通常の間通りに登校しなくてよい。この場合は、そのことを学校に連絡する。
※ 登校時に保護者が家庭にいない場合は、生徒本人の判断も可とする。